

IV. 都市下水路

1. 都市下水路の経緯

滋賀県の都市下水路は、昭和42年度に大津市が堅田で都市計画法事業認可を受けて以来、事業を進めてきましたが、平成11年度の草津市・長浜市が最後に、全ての市町が公共下水道に移行されています。

平成26年3月31日現在

市町名	都市下水路名	計画決定			都市計画法事業認可		
		決定年月日	集水面積 (ha)	総延長 (m)	認可期間 (年度)	総延長 (m)	完了・継続 (移行)の別
大津市	堅田	S. 43. 03. 30	69. 3	1, 034	S. 42～S. 44	1, 034	H10年度に移行
草津市	前川	S. 49. 02. 15	30	1, 300	S. 49～S. 54	798	H11年度に移行
守山市	第1号	S. 46. 12. 25	112. 8	2, 000	S. 47～S. 51	1, 735	H10年度に移行
近江八幡市	中央	S. 46. 06. 10	71	1, 560	S. 47～S. 48	1, 560	S 47年度に移行
栗東市	中央	S. 40. 05. 29	192	3, 302	S. 46～S. 52	3, 302	S 63年度に移行
	南	S. 40. 05. 29	171	2, 120	S. 40～S. 46	2, 120	S 63年度に移行
甲賀市	東幹線	S. 47. 07. 04	33	1, 050	S. 47～S. 51	1, 050	H 3年度に移行
	西幹線	S. 55. 02. 12	162	3, 396	S. 54～H. 元	2, 685	H 3年度に移行
	下山	S. 59. 06. 30	46	1, 080	S. 60～H. 02	740	H 3年度に移行
	貴生川	H. 02. 11. 22	24. 1	1, 027	H. 02～H. 05	269	H 3年度に移行
	伴中山	H. 07. 08. 10	91	-	H. 07～H. 08	210	H 9年度に移行
	泉	H. 07. 08. 10	25	-	H. 07～H. 08	1, 310	H 9年度に移行
	大原市場	S. 45. 05. 01	45	490	S. 45	490	H 6年度に移行
	長野	S. 52. 05. 06	34	560	S. 52～S. 55	560	完了
東近江市	北部	S. 50. 03. 14	67	2, 580	S. 50～S. 61	2, 580	完了
日野町	村井	S. 48. 01. 08	34	660	S. 47～S. 50	660	完了
	上野田	S. 53. 10. 25	85	670	S. 53～S. 56	670	完了
	日野中部	S. 58. 06. 10	52	1, 200	S. 58～S. 62	1, 124	S 59年度に移行
彦根市	広野	S. 36. 02. 14	37. 2	490	S. 35～S. 36	490	完了
	猿ヶ瀬	S. 36. 02. 14	462. 4	3, 240	S. 35～S. 42	3, 240	S 56年度に移行
	京町	S. 46. 06. 08	56. 8	680	S. 46～S. 53	680	S 56年度に移行
	愛宕	S. 55. 10. 09	102	1, 370	S. 55～S. 56	284	S 56年度に移行
長浜市	地福寺	S. 54. 08. 02	39	2, 130	S. 54～S. 61	1, 486	H11年度に移行
	相撲川	S. 57. 11. 17	82	860	S. 57～S. 62	770	H11年度に移行
米原市	下多良	S. 53. 10. 23	33	730	S. 53～S. 55	730	H 2年度に移行
	柏原西部	S. 53. 07. 18	40	330	S. 53～S. 54	330	H 2年度に移行
	柏原東部	S. 63. 07. 19	61	830	S. 63～H. 02	830	H 2年度に移行
多賀町	四手	H. 04. 04. 15	65	2, 922	H. 04～H. 07	2, 922	H 8年度に移行

注1：都市下水路とは、公共下水道に先立って雨水対策をする必要があるときに整備されるもの。

注2：公共下水道の雨水幹線と機能的にはまったく同じで、公共下水道の認可区域が拡大含まれれば公共下水道の雨水幹線に移行する。

注3：都市計画決定年月日は、当初告示日。集水面積・総延長は最終。